

園芸施設共済

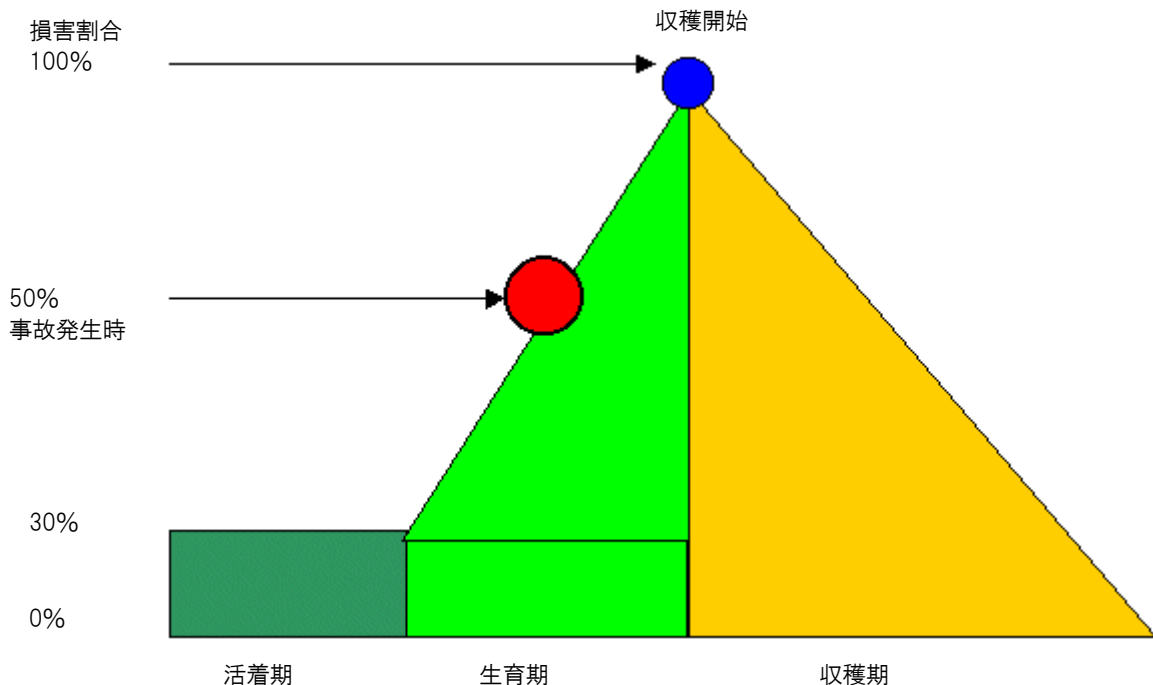
6. 共済金の支払事例

- ①共済価額に作物の被害程度（損害割合）を乗じて損害額を計算します。
- ②損害額に付保割合（補償割合）を乗じて共済金を計算します。
（共済金は損害額が 30,000 円以上もしくは、ハウス全体の共済価額の 1/10 以上の損害額に対して支払われます。）

◆間口 4 間×奥行 1 5 間（7. 2 m×2 7 m4-2 型）6 0 坪パイプハウスでの共済金計算例

施設内 農作物の種類	施設内農作物 一般方式共済金	施設内農作物 事故除外方式共済金	備 考
花き類	125,216 円 (病虫害事故)	178,880 円 (自然災害事故)	花き類に単独で共済事故が発生した場合。左の事例は生育日数 1/2 経過の時点で全損被害が発生。共済価額 344,000 円。付保割合 80%。() は共済事故の種類。
果菜類	98,644 円 (病虫害事故)	140,920 円 (自然災害事故)	果菜類に単独で共済事故が発生した場合。左の事例は生育日数 1/2 経過の時点で全損被害が発生。共済価額 271,000 円。付保割合 80%。() は共済事故の種類。
葉菜類	27,664 円 (病虫害事故)	39,520 円 (自然災害事故)	葉菜類に単独で共済事故が発生した場合。左の事例は生育日数 1/2 経過の時点で全損被害が発生。共済価額 76,000 円。付保割合 80%。() は共済事故の種類。

◆ 事故除外方式



活着期の事故は全損に限ります。

- A 標準活着日数
- B 標準生育日数
- C 標準収穫日数

例：○時点は共済事故発生時点。作物の標準的な生育日数の 1/2 を経過した時点で自然災害や病虫害による共済事故が発生し、作付面積の 100% が全損の被害を受けた場合。

※一般方式病虫害事故の場合は分割評価となります。一般方式で自然災害等による共済事故の場合は、事故除外方式と同額の共済金となります。また事故除外方式で病虫害による事故が発生した場合は、共済金は支払われません。

※園芸施設共済の施設内農作物制度は、被害を受けた作物の損傷程度と被害面積、共済事故発生時点までに経過した日数等によって損害額が算定されますので（損害割合）、これらが異なれば損害額も違ってきます。経過した日数を損害額算定の基礎としているのは収穫前までは生産費を投下、収穫が始まれば生産費を回収するという考え方に基づくものです。